令和８年（フ）第２３８号
愛媛県松山市祝谷東町812番地１　ガーデンヒルズ道後305号
債務者　田村　久幸
１　決定年月日時　令和８年９月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６１号
愛媛県今治市吉海町名駒166番地、前住所大阪府枚方市茄子作４丁目20番16号
債務者　三島ありさ（旧姓清水）
１　決定年月日時　令和８年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第６５号
愛媛県今治市吉海町泊985番地
債務者　村上　由美
１　決定年月日時　令和８年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第４１９号
大分県別府市餅ケ浜町10番43号　コーポランド餅ケ浜Ｂ305号
債務者　松村亜希子
１　決定年月日時　令和８年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４３４号
大分市大字種具838番地の１
債務者　神田　友紀
１　決定年月日時　令和８年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４５８号
大分県由布市挾間町挾間858番地１　マ・メゾンつかもとＡ202号室
債務者　安部　匡芳
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３００号
宮崎市大字恒久5331番地　ドムス宮崎107号、前住所山口県山陽小野田市自由ヶ丘８番25号（ビバライフ自由ヶ丘103号）
債務者　小田　篤子
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３７４号
宮崎市清武町岡２丁目１－６　エステートヒルズＡ－202、住民票上の住所宮崎市高岡町飯田2159番地
債務者　日髙　和年
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１２４号
宮崎県都城市高城町穂満坊482番地２
債務者　元廣　美代
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第２０号
沖縄県石垣市字大川164番地１　ショコラコート301号
債務者　山本　章久
１　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
那覇地方裁判所石垣支部

令和８年（フ）第２３９号
福島県郡山市本町１丁目３－８　のだやマンション302、住民票上の住所福島県郡山市安積町日出山三丁目27番地　あさか荘103号
債務者　佐藤　　翠
１　決定年月日時　令和８年９月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１１０号
栃木県小山市西城南１丁目９番地１　松ヶ丘市営住宅Ｃ棟32号室
債務者　古橋　里香
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第９２２号
京都市右京区太秦多藪町14番地11　カプチーノ太秦　301
債務者　小畑　倫子
１　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９７２号
京都市山科区北花山大林町76番地４　ヴィラ東海５号館103号室
債務者　岡本　泰生
１　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０６２号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字南溝33番地の１　６－２号　北　南溝地区
債務者　仲山　勝治
１　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９０５号
広島市安佐南区山本２丁目３番35―305号
債務者　山田　泰司
１　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
広島地方裁判所民事第４部